

地方財政

財務省

2024年10月22日

1. 地方財政の現状

2. 地方財政の課題

(1) 地方公務員数の推移と自治体行政の効率化

- ・ 自治体DXの推進
- ・ 手数料・使用料の適正化
- ・ 教員の処遇改善と地方財政

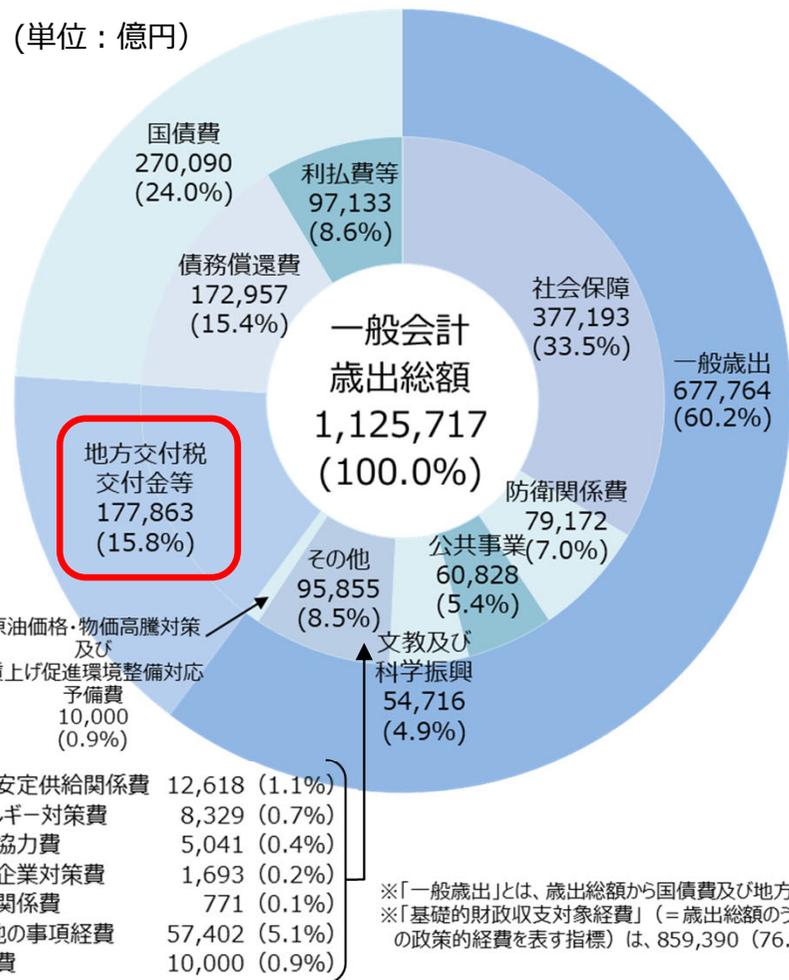
(2) 広域的なインフラマネジメントの推進

- ・ 公共施設等の適正管理
- ・ 下水道事業の広域化・共同化

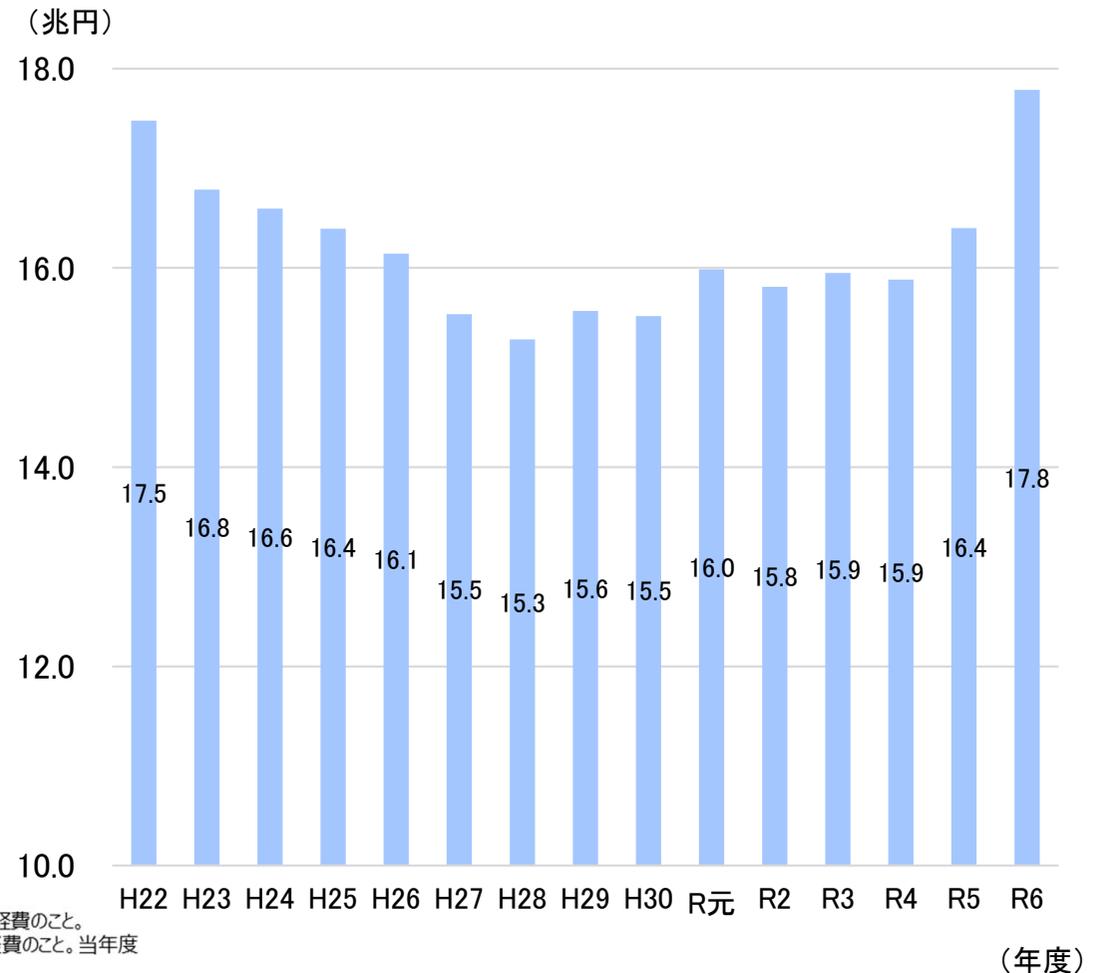
令和6年度予算における地方交付税交付金等

○ 地方交付税交付金等（地方交付税交付金＋地方特例交付金）は、国の政策的経費（基礎的財政収支対象経費）の中で2番目に大きい17.8兆円となっている。

＜令和6年度 一般会計歳出の構成＞



＜地方交付税交付金等（一般会計ベース）の推移＞



(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(参考) マクロの地方交付税総額とミクロの地方交付税配分額

- 地方交付税については、地方財政計画の歳出・歳入及び地方交付税総額がマクロベースで決定された後に、これを前提として、ミクロの各地方公共団体に対する地方交付税交付金の配分額が決定される仕組みとなっている。

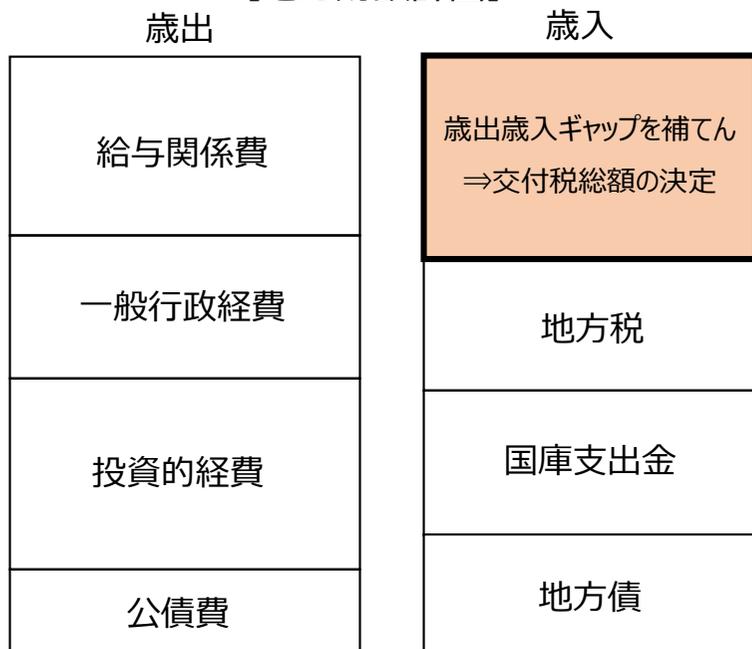
予算編成時（9月～12月）

1. 全団体（都道府県及び市町村）の歳出歳入を見込み、収支不足を見積り
2. 収支不足を補てんするため、法定率分に加えて、一般会計からの特例加算等を行って交付税を増額
⇒ 交付税総額の決定

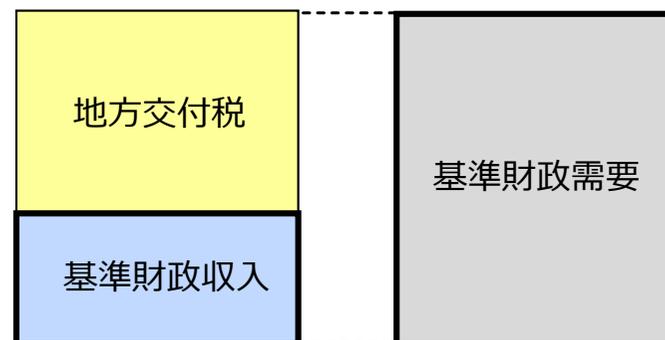
予算決定後（1月～7月）

1. 予算編成で決定した交付税総額を配分するため、基準財政需要の算定の基準（単位費用、測定単位、補正係数）を毎年改定
2. 改定した算定基準により、各団体の基準財政収入と基準財政需要を算定して普通交付税を配分

【地方財政計画】



【各団体の普通交付税算定】



⇒ 総務省と財務省の折衝を経て、交付税総額が決定。

⇒ 普通交付税（交付税の94%）：7月に決定
特別交付税（交付税の6%）：12月・3月に決定
総務省が決定

令和6年度地方財政計画

- 地方交付税総額については、財源不足に関する国・地方の折半ルール（注）と、一般財源総額実質同水準ルールに基づいて算定が行われている。

（注）地方財政計画における歳出と歳入のギャップに対して、地方交付税の法定率分（所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の100%）等を充当しても不足する財源について、国（一般会計からの特例加算）と地方（臨時財政対策債の発行）の折半で負担するルール。

- 令和6年度においては、令和4・5年度に引き続き、3年連続で折半対象財源不足が発生しなかったことから、臨時財政対策債の新規発行は行わず、借換等のための発行も0.5兆円（対前年度▲0.5兆円）に抑制。また、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金についても、償還計画どおり0.5兆円を償還し、地方財政の健全化を推進。

◆ 令和6年度地方財政計画

（単位：兆円）

【歳出：93.6】

【歳入：93.6】

給与関係経費：20.2	地方交付税：18.7
	地方特例交付金等：1.1
一般行政経費：43.7	地方税・地方譲与税：45.5
うち、補助分：25.1 うち、単独分：15.4 うち、デジタル田園都市 国家構想事業費：1.25 うち、地域社会再生 事業費：0.4	
投資的経費：12.0	臨時財政対策債：0.5
公債費：10.9	国庫支出金：15.8
水準超経費：3.0	地方債：5.9 （臨時財政対策債を除く）
その他：3.9	その他：6.3

一般財源

(65.7)

「経済財政運営と改革の基本方針2024」 （令和6年6月21日閣議決定）

- ・第3章 2. 中期的な経済財政の枠組み
 予算編成においては、**2025年度から2027年度までの3年間について**、上記の基本的な考え方の下、**これまでの歳出改革努力を継続**する。その具体的な内容については、日本経済が新しいステージに入りつつある中で、経済・物価動向等に配慮しながら、各年度の予算編成過程において検討する
- ・第3章 3.(5) 地方行財政基盤の強化
 交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な**一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保**して、（略）

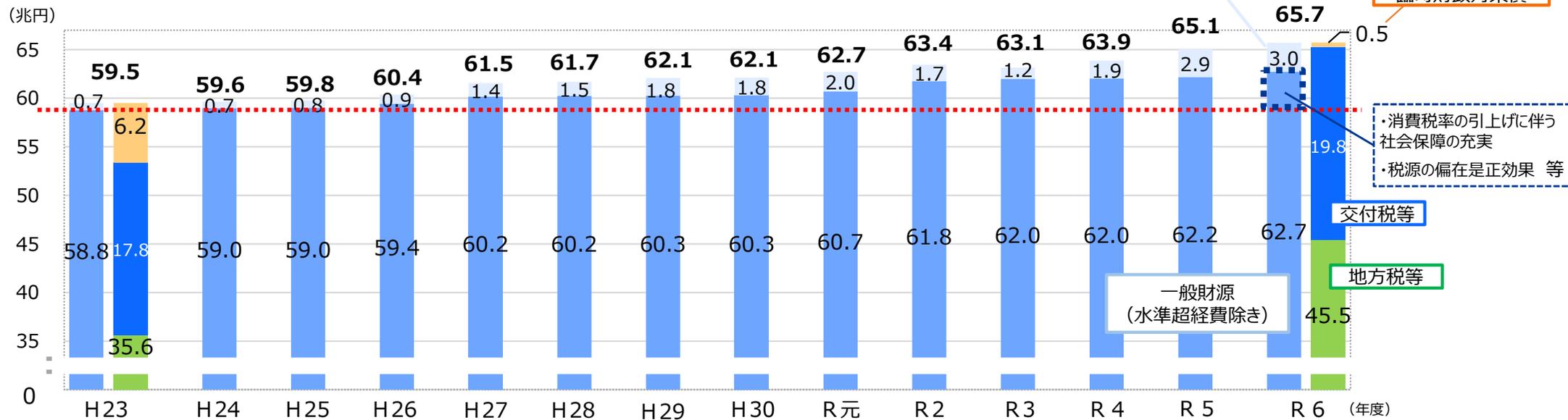
（注1）歳出の「その他」は、「維持補修費」及び「公営企業繰出金」。

（注2）歳入の「その他」は、主に「使用料・手数料」及び「雑収入」。

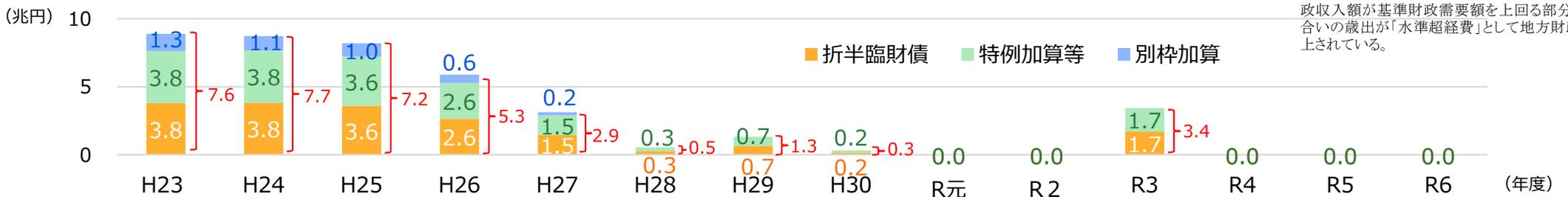
地方一般財源総額と折半対象財源不足の推移

- 「一般財源総額実質同水準ルール」は、平成23年度以降、地方財政の健全化のための規律として堅持されてきたものであり、骨太2024において示された「経済・財政新生計画」においては、同ルールを令和9年度まで継続する旨が規定。
- 同ルールに基づく毎年度の予算編成の結果、地方の一般財源総額は、消費税の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を除き、実質的に同水準で維持されている。
- 同ルールを堅持して地方財政が規律されている状況下において、国税法定率分と地方税収等の増収により折半対象財源不足は減少傾向にあり、近年は折半対象経費がほぼ存在しない状態が継続。

◆ 地方一般財源総額の推移



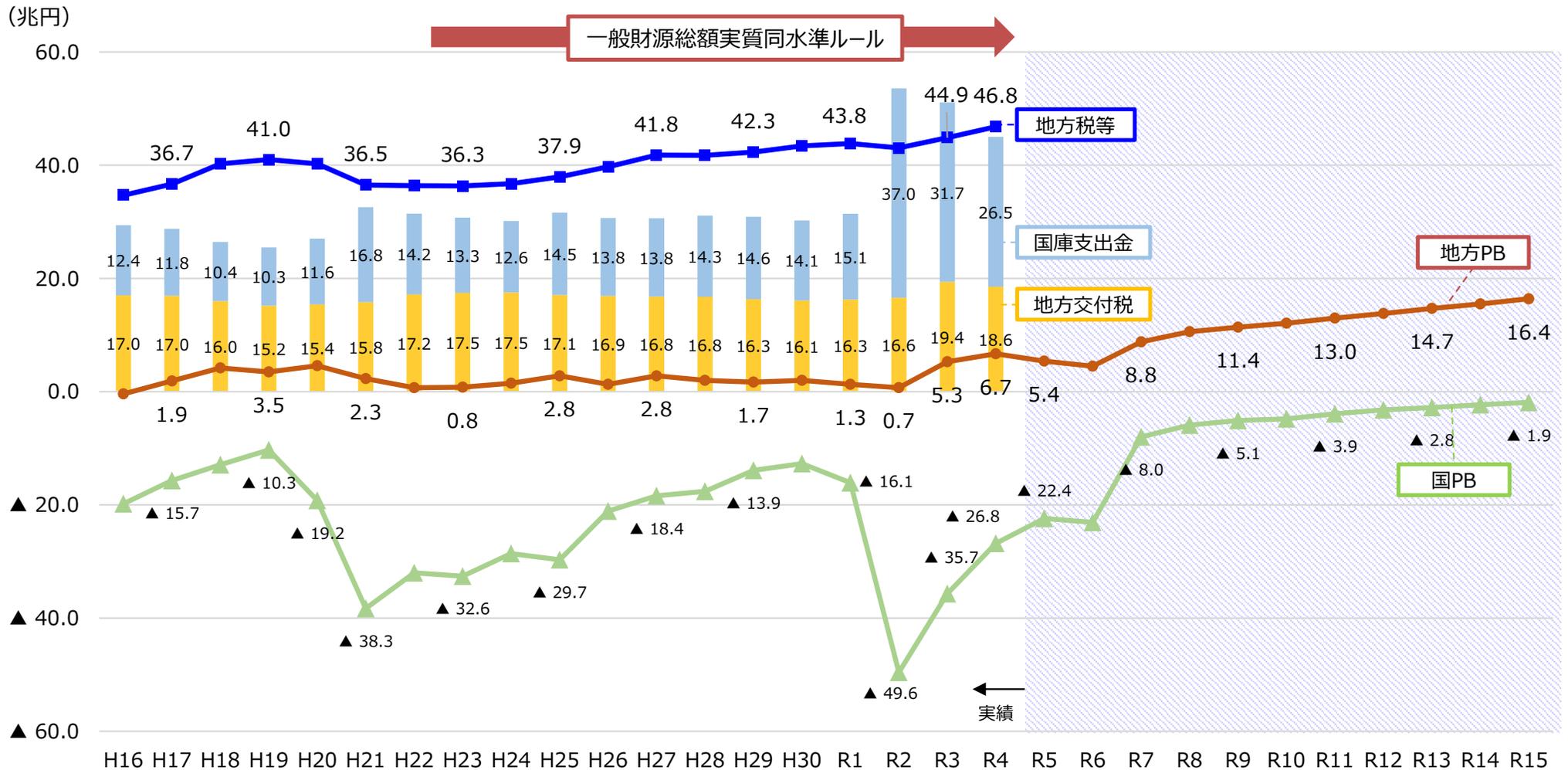
◆ 折半対象財源不足額等の推移



(※)「水準超経費」とは、不交付団体における平均水準を超える必要経費のこと。「水準超経費」を地方財政計画に計上しない場合、地方財政計画には不交付団体の見合いの歳入が計上されているため、その分だけ交付団体に必要な交付税総額が減額されてしまうことになる。これを避けるため、不交付団体の財源超過額(基準財政収入額が基準財政需要額を上回る部分)の税収見合いの歳入が「水準超経費」として地方財政計画に計上されている。

国・地方の財政状況（フロー）

- 国の財政状況が悪化する中においても、リーマンショック後や東日本大震災時を含め、国から地方へ手厚い財政移転を実施してきた。このため、PB目標設定以降、国PBは十分に改善が進まない一方で、地方PBはほぼ一貫して黒字を維持。
- 新型コロナ対応においても、地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金により、国から地方へ多額の財政移転を実施。このため、地方PBは黒字を確保してきた一方、国PBは大幅に悪化。
- 2025年度のPB黒字化目標は国・地方合わせた目標であるが、仮に中長期試算の成長移行ケースのとおり国・地方合わせたPBが黒字化したとしても、国はPB赤字が続く見通し。

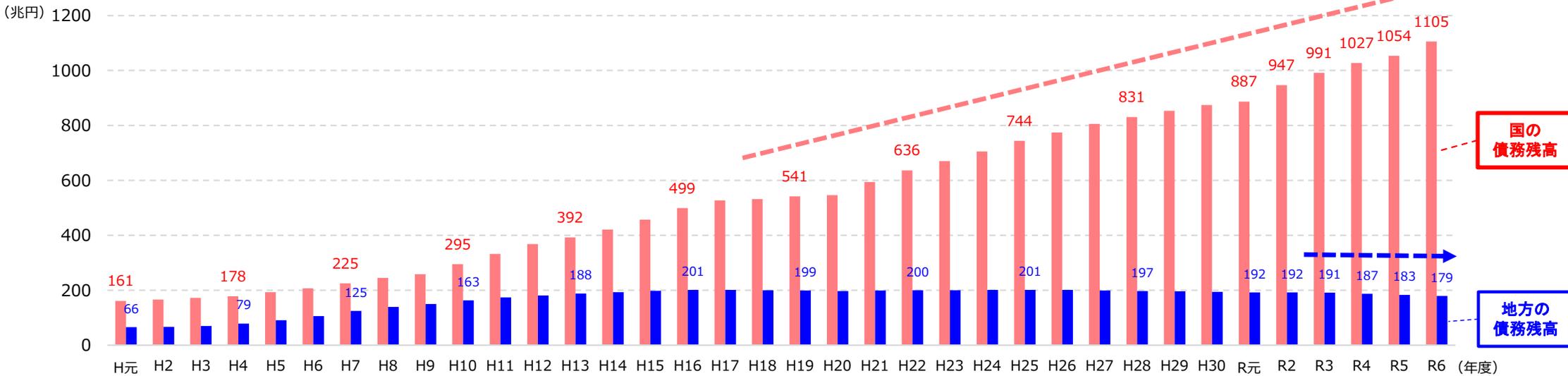


(出所) 国と地方のPBは「中長期の経済財政に関する試算」(令和6年7月29日)の成長移行ケースより。地方税等、地方交付税、国庫支出金は総務省「地方財政の状況」普通会計決算の概要より。
 (注) 地方税等、地方交付税、国庫支出金は地方の普通会計決算ベース。地方税等には地方譲与税を含む(超過課税、法定外税等を含む)。地方交付税と国庫支出金は、東日本大震災分を除いた決算額。
 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は含まない。

国と地方の財政状況（ストック）

- 普通国債残高は累増の一途を辿っている一方、地方の債務残高は過去20年間はほぼ横ばいとなっており、近年は減少傾向。
- 地方の基金残高については、過去20年間で約2倍に増加。

◆ 国・地方の債務残高の推移

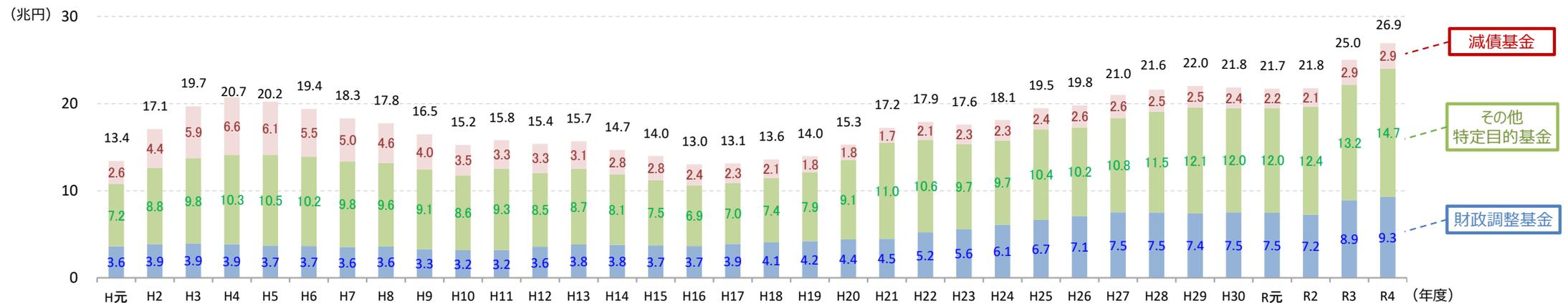


(出所) 「日本の財政関係資料」、「地方財政計画」、「地方財政の状況」、「最近20カ年間の各年度末の国債残高の推移」等

(注1) 普通国債残高は、令和5年度末までは実績、令和6年度末は予算に基づく見込みであり、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和40年度に発行した歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債、年金特例公債、GX経済移行債及び子ども・子育て支援特例公債を含む。

(注2) 地方の債務残高は、令和4年度までは決算ベース、令和5年度、6年度は地方財政計画等に基づく見込み。

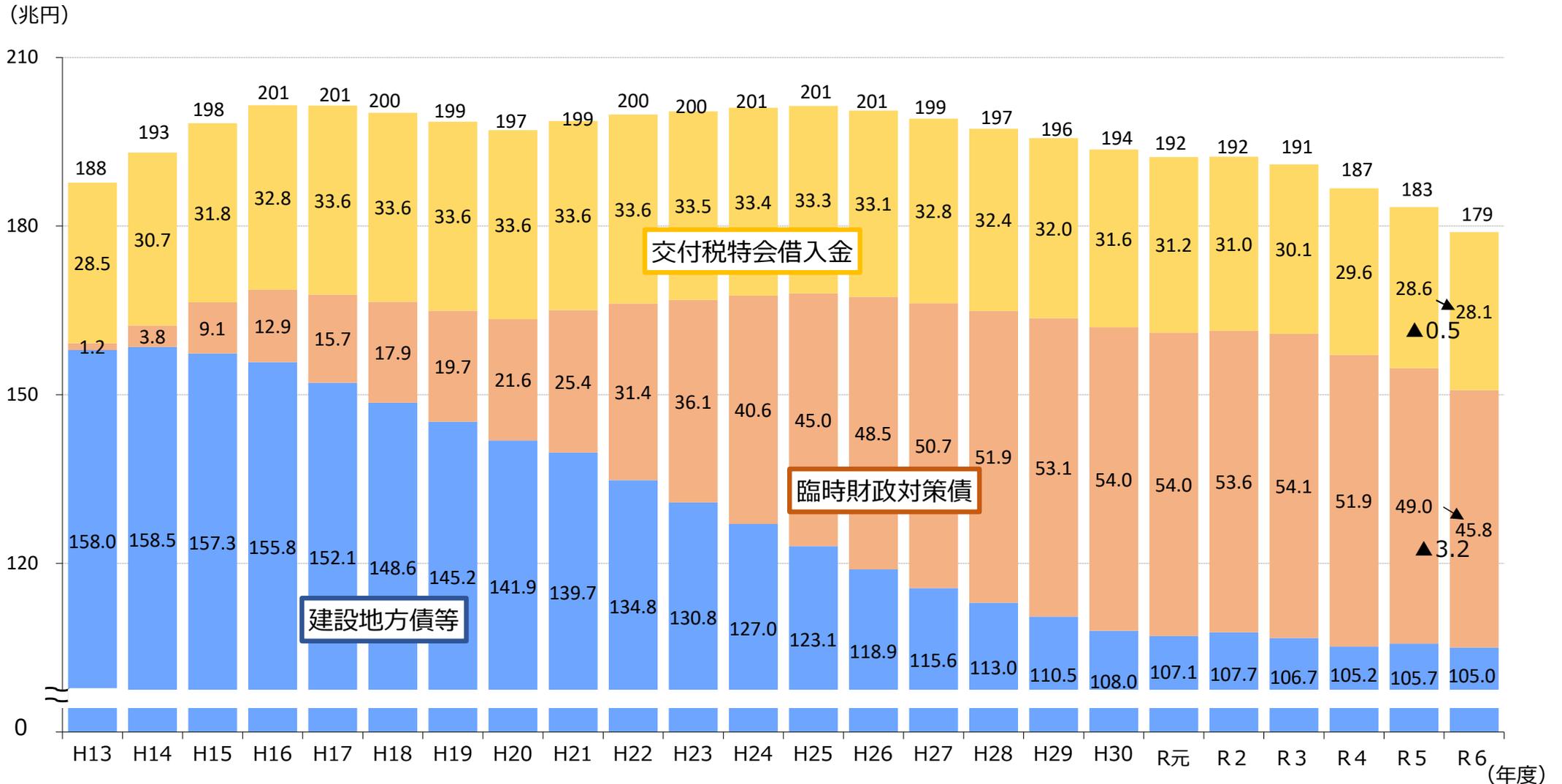
◆ 地方の基金残高の推移



(出所) 「地方財政状況調査」 (注) 基金残高は都道府県分と市町村分の合計。また、通常収支分であり東日本大震災分を除く。

地方の債務残高の推移

- 建設地方債等の残高は、平成14年度にピークの159兆円を記録後、足元では105兆円まで減少。（ピーク比▲53.5兆円）
- 他方、臨時財政対策債及び交付税及び譲与税配付金特別会計（交付税特会）の借入金の残高については、近年は減少傾向にあるが、依然として残高が積み上がっている状況。

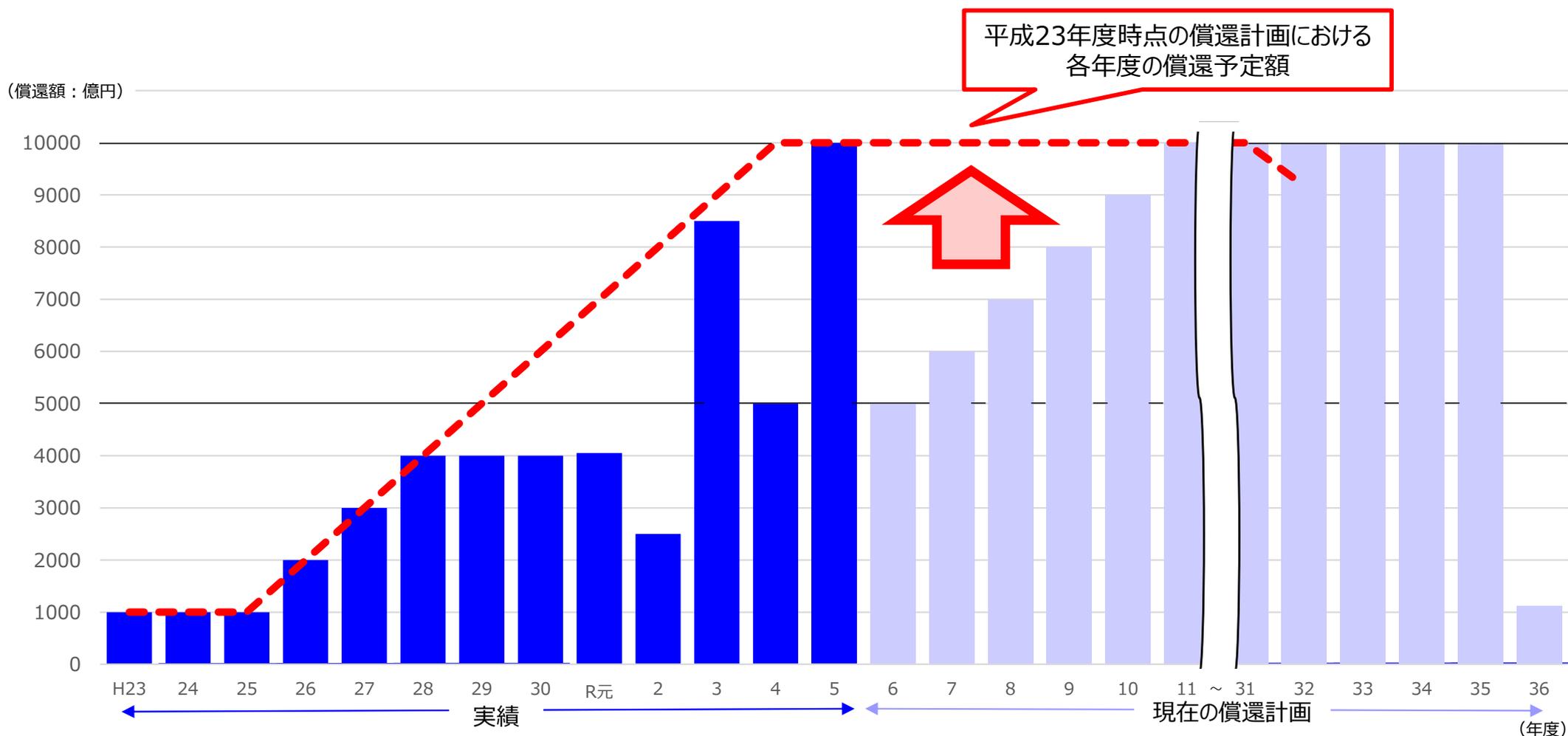


(出所) 「地方財政計画」等

(注) 令和4年度までは決算ベース、令和5年度、6年度は地方財政計画等に基づく見込み。

交付税特別会計借入金の償還

- 交付税特会の借入金については、過去、財源不足を補うために借り入れられたものであり、現在の交付税特会の債務（約30兆円）は全て地方負担分となっている。
- これまで、交付税特会の償還計画が後倒しされてきたことを踏まえれば、近年の好調な税収により折半対象財源不足が解消されている中では、状況に応じて償還計画を前倒しするなど、残高の縮減に向けた努力を強化・継続し、地方財政の健全化を進めていくことが重要。
 - ※ 償還が始まった平成23年度以降、平成29年度当初や令和2年度補正、令和3年度当初等において償還計画を後倒し。
 - ※ 令和3年度補正、令和4年度当初、令和5年度当初は税収増等が見込まれたため償還計画を前倒し。

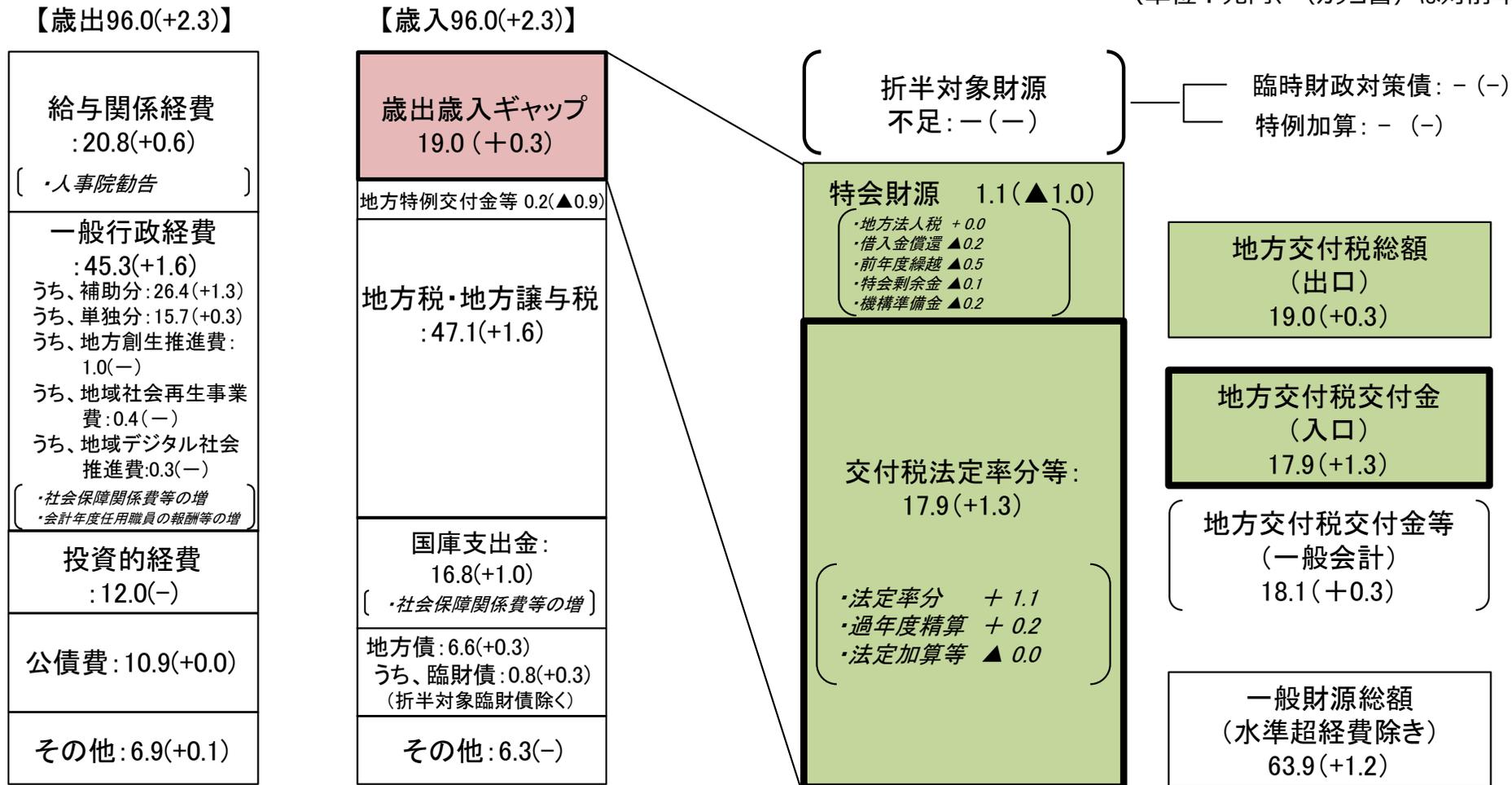


令和7年度総務省要求（仮試算）の概要

- 令和7年度の総務省要求（仮試算）においては、昨年度に引き続き折半対象財源不足は生じず、特例加算の要求はないものの、給与関係経費や社会保障費の増加等による歳出増（対前年度+2.3兆円）を要因として、一般財源総額（水準超経費除き）が対前年度で+1.2兆円増加し、地方税等が増えている中であっても、臨時財政対策債の発行額が増加する姿となっている。
- 2025年度のPB黒字化目標は、国・地方を合わせたものであり、一般財源総額実質同水準ルールの下で、臨時財政対策債の発行額の縮減を図るなど、地方財政の健全化を更に推進していく必要。

◆ 令和7年度総務省要求（仮試算）の姿

（単位：兆円、（カッコ書）は対前年度増減額）



（出所） 総務省「令和7年度の地方財政の課題」より作成

（注） 仮試算の歳出は、人件費や社会保障関係経費等を除き前年度同額を計上するなど仮置きの数値であり、地域デジタル社会推進費（マイナンバーカード利活用特別分）及び緊急浚渫推進事業費の取扱いも含め、「令和7年度の地方財政の課題」、経済・物価動向、国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行う。

1. 地方財政の現状

2. 地方財政の課題

(1) 地方公務員数の推移と自治体行政の効率化

- ・ 自治体DXの推進
- ・ 手数料・使用料の適正化
- ・ 教員の処遇改善と地方財政

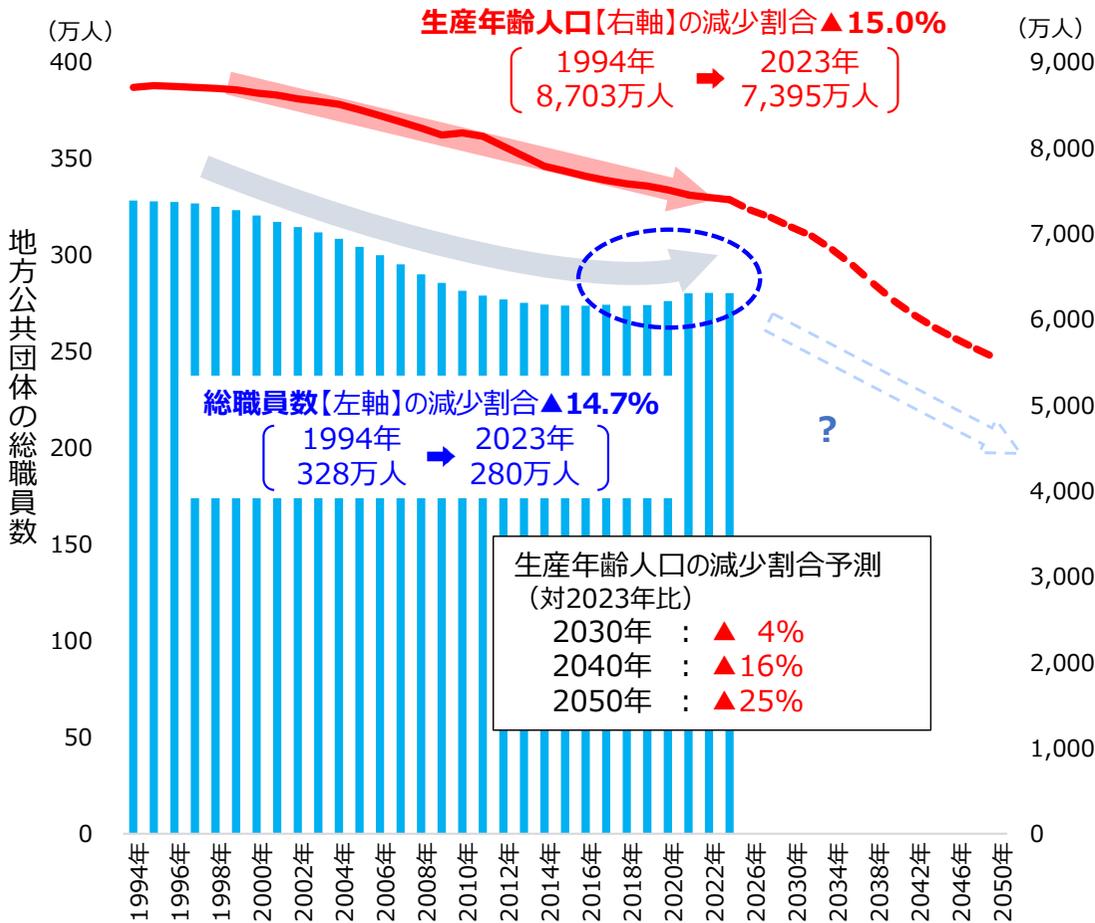
(2) 広域的なインフラマネジメントの推進

- ・ 公共施設等の適正管理
- ・ 下水道事業の広域化・共同化

地方公務員数の推移と自治体行政の効率化

- 1994年以降、約30年間で生産年齢人口が約15%減少し、地方公務員数も同程度で減少してきた。今後30年間で生産年齢人口は約25%減少する見込みであり、それに併せて地方行政の効率化が必要。
- 直近10年間では、特に、専門的な技術を有する土木や公営企業関係の職員数が減少傾向にある一方、一般行政職員数は増加傾向にあり、人件費も増加傾向にある。
- 今後、多様な住民ニーズに対して、より少ない職員数で質の高い行政サービスを安定的に提供していくためには、徹底した行政の合理化・効率化を図っていく必要。

◆ 地方公共団体の総職員数と生産年齢人口の推移



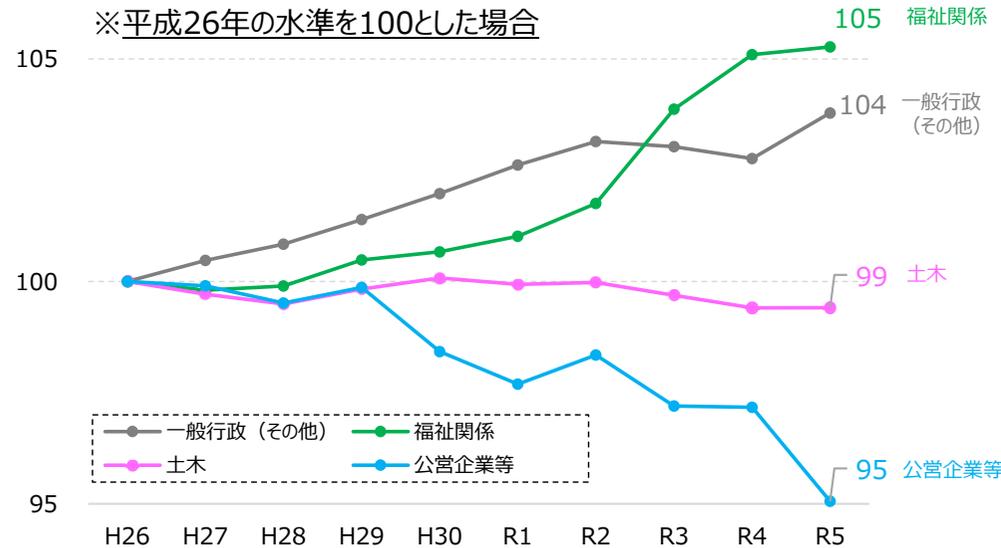
(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」、「人口推計(長期時系列データ)」、「人口推計(各年10月1日現在人口)」、
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年4月推計)」「(出生中位・死亡中位仮定)」をもとに作成。
 (注) 2023年度までは実績ベース、2024年度以降は将来推計をベースとしている。

◆ 地方財政計画における給与関係経費(退職手当以外)の推移

	R3	R4	R5	R6	R7仮試算
給与関係経費 (対前年度比)	18.7兆円 (▲0.4%)	18.5兆円 (▲0.8%)	18.8兆円 (+1.3%)	19.2兆円 (+2.0%)	19.7兆円 (+3.1%)
【参考】 人事院勧告	—	+0.23%	+0.96%	+2.76%	

(注1) 「給与関係経費」については、各年度の地方財政計画における退職手当を除いた給与関係経費の金額。
 (注2) 「人事院勧告」については、月例給の官民較差。期末・勤勉手当の支給月数については、R3勧告が▲0.15月引き下げ、
 R4~R6勧告がそれぞれ+0.1月引上げ。

◆ 主な部門別の地方公務員の増減率の推移(直近10年間)



(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」
 (注1) 一般行政(その他)は、一般行政職員から福祉関係及び土木関連を除いた職員。
 (注2) R2~R4については、一部、新型コロナウイルスによる影響等があることに留意。

自治体DXの推進①

- より少ない職員数で質の高い行政サービスを提供していくためには、デジタル技術やAI・RPA等の活用や、オンライン申請等のフロントヤード改革、自治体の基幹業務システムの統一・標準化等のバックヤード改革に取り組むなど、自治体DXを一層推進し、業務の効率化を徹底していく必要。
(注) RPA (Robotic Process Automation) とは、普段人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの。
- AI・RPAの導入やフロントヤード改革に取り組んでいる地方公共団体の割合は、年々増加してきており、導入により高い業務時間削減効果が出ている事例もある。これらの好事例を横展開した上で、その業務効率化の全国的な効果を定量的に把握・推計し、地方財政計画に適切に反映させていくべき。

◆自治体におけるAI・RPAの導入状況

	AIの導入状況		RPAの導入状況	
	都道府県	市町村	都道府県	市町村
R3.4時点	40団体 (85%)	377団体 (22%)	35団体 (75%)	348団体 (20%)
R4.4時点	47団体 (100%)	625団体 (36%)	43団体 (92%)	514団体 (30%)
R5.4時点	47団体 (100%)	791団体 (45%)	44団体 (94%)	641団体 (37%)

(出所) 総務省「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」

◆自治体におけるフロントヤード改革の取組状況 (団体総数：1,741団体)

	書かない窓口	ライフイベント別 ワンストップ窓口	リモート窓口	移動窓口
R5.6時点	304団体	438団体	106団体	61団体

(出所) 総務省「窓口業務改革状況簡易調査」

(注)

- ・書かない窓口：来庁者又は来庁予定者が行う手続きにおける各種申請書等への記入について、デジタル技術を用いて簡便化しているもの。
- ・ライフイベント別ワンストップ窓口：出生、子育て、結婚、引越、お祝い等のライフイベント別に窓口があり、ワンストップで対応が完結する取組。
- ・リモート窓口：本庁舎と支所・出張所等との間をオンラインでつなぎ、ビデオ会議システムを通じて相談業務等を行う窓口。
- ・移動窓口：通常は庁舎で行っている窓口業務を、市町村職員が車両等に乗って移動し、移動先で行う窓口。

◆フロントヤード改革による業務時間削減効果

【三重県志摩市：オンラインでの申請書の事前入力】

- ・スマホアプリ「しまなび」を使い、事前に必要情報を入力し、QRコードを窓口端末にかざすだけで申請書を発行できる仕組みを導入。
- ・住民は、職員からの聞き取りや申請書の記載なく、印字された申請書に署名するだけで証明書の発行が完了するため、窓口滞在時間が緩和。

⇒ 書かない窓口や申請書の事前入力システム導入により、年間約3万6千件の手続きにおいて、**職員の作業時間を年間1,950時間削減 (削減率48%)**



(出所) 総務省「自治体フロントヤード改革に関する個別取組事例集」 13

◆RPAの導入による業務時間削減効果

【長野県塩尻市：保育園受付窓口業務】

- ・従来は紙で受け付けていた保育園の入園申込みを電子申請サービスによる受付に変更。
- ・申請内容のチェック完了後、申請データをダウンロードし、RPAにより保育システムへの入力、利用調整に必要な帳票を自動作成。(従来は手入力対応)

⇒ 年間業務時間：**2,090時間削減 (削減率67.6%)**
受付から決定通知発送までの期間：**約3.5か月⇒約2.5か月へ短縮**

業務効率化とあわせて住民サービスの拡充を実現

(出所) 総務省「自治体におけるRPA導入ガイドブック」

自治体DXの推進②

- 自治体情報システムについては、令和7年度末までの基幹20業務システムの標準化・共通化に向け、累計で約6,989億円を予算計上。
(注)20業務: 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金
- 情報システムの標準化は、システム運用経費の削減のみならず、各自治体における業務の効率化にも資するものであり、費用対効果の観点からも、単なる情報システムの導入だけではなく、業務負担の軽減や歳出の効率化に資するものとなるよう徹底していくべき。
- これらの情報システムの標準化に伴う全国的な業務効率化の効果について、その進捗も踏まえながら、定量的に把握・推計し、地方財政計画に適切に反映させていく必要。

◆自治体情報システムの標準化・共通化に係る予算（デジタル基盤改革支援基金分） ◆全市区町村の情報システム経費の合計額

・ 令和2年度補正予算（第3号）	1,509億円
・ 令和3年度補正予算（第1号）	317億円
・ 令和5年度補正予算（第1号）	5,163億円
合計	6,989億円

・平成29年度当初予算ベース：**4,786億円**

※ 1,741市区町村における基幹系システム（住民情報・税務・国保・年金・福祉）及び内部管理系システム（人事給与・財務会計・文書管理）に係る整備経費及び運用経費

（出所）総務省「市区町村における情報システム経費の調査結果」（平成30年3月30日）

◆地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年9月8日閣議決定）（抜粋）

2.2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標

(3) システムの所有から利用へ

- ガバメントクラウドを活用することで、地方公共団体が従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理する負担を軽減する。
- その上で、こうした負担を含めた**業務全体に係るコストを抑え、削減することができた人的・財政的なリソースを**、住民に寄り添って、真にサービスを必要とする住民に手を差し伸べらるために必要な業務や、地域の実情に即した企画立案業務等**本来職員が行うべき業務に注力できるようにする。**

(5) 標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行とトータルデザインの実現

- 「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組については、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、**令和7年度（2025年度）までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行**できる環境を整備することを目標とする。」
- 「標準化対象事務に関する**情報システムの運用経費等については**、標準準拠システムへの移行完了後に、**平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減**を目指す」

◆地方公共団体情報システム標準化に関する法律（令和3年法律第40号）（抜粋）

（基本理念）

第三条 **地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施は**、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）、官民データ活用推進基本法及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）その他の関係法律による施策と相まって、地方公共団体における情報通信技術を活用した行政の推進を図り、もって**住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。**

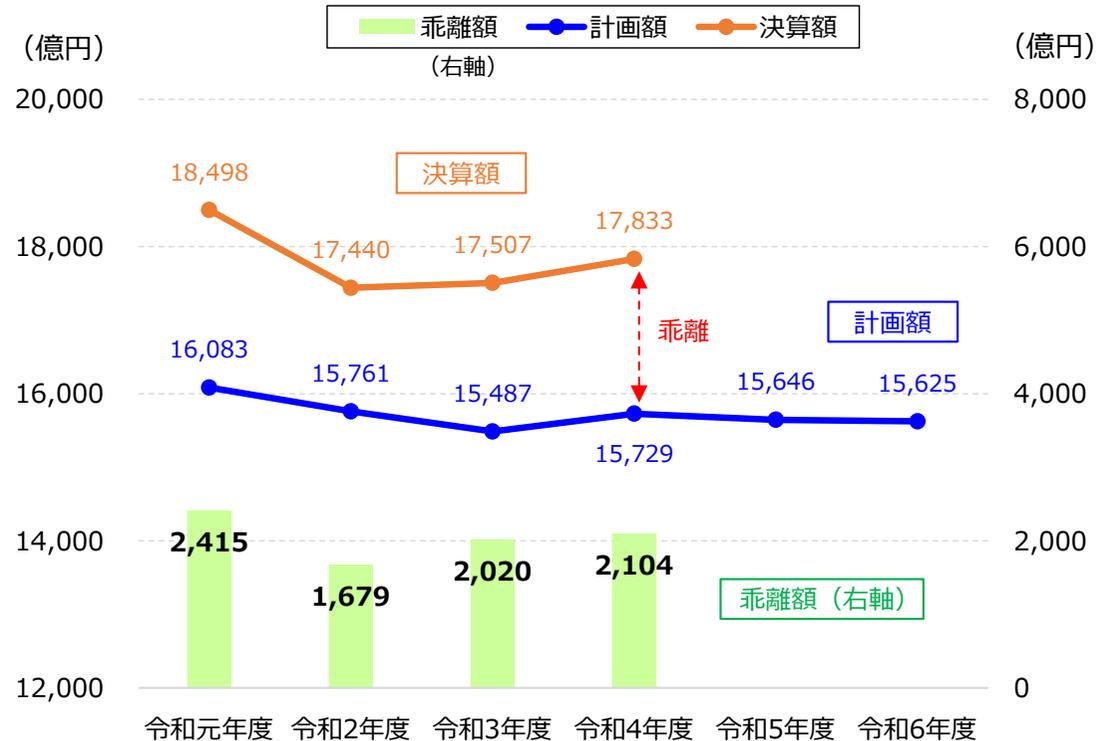
手数料・使用料の適正化

- 手数料・使用料の金額については、それぞれ、地方公共団体がその判断により条例で定めることが基本であるが、全国的に統一して定めることが特に必要と認められる手数料については、政令で手数料の標準額が定められており、当該標準額については、人件費単価や物価水準の変動などの状況を勘案し、定期的に見直しが行われてきたところ。
- 足元における給与改善による人件費単価の変動や物価水準の変動の状況等を踏まえ、手数料の標準額を適切に見直した上で、地方財政計画に反映していく必要。
- また、手数料・使用料の地方財政計画における計上額については、例年、決算額との乖離が生じており、決算と比較して0.2兆円程度少ない水準になっている。地方公共団体における独自財源の確保に向けたインセンティブにも配慮しつつも、手数料・使用料の地方財政計画における計上額を適正化し、決算額との乖離の是正を図っていく必要。

◆近年の手数料の標準額（地方公共団体の手数料の標準に関する政令）の改正状況（直近10年間）

改正政令の施行日	政令改正の概要
令和6年4月1日	・ 物件費等の増加や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっているものについて改定 等
令和4年4月1日	・ 人件費単価又は物価水準の変動や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっているものについて改定
令和元年10月1日	・ 消費税率引上げ(10%)の影響や、直近の人件費・物件費等の変動を加味して改定
平成30年4月1日	・ 人件費単価又は物価水準の変動や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっているものについて改定 等
平成26年4月1日	・ 消費税率引上げ(8%)の影響や、直近の人件費・物件費等の変動を加味して改定 等

◆手数料・使用料の地財計画計上額と決算額の推移



(出所) 総務省「地方財政統計年報」

(注) 決算額については、高等学校等就学支援金交付金（公立分）及び保育所使用料相当額を控除したもの。

教員の処遇改善と地方財政

- 義務教育に係る教職員の給与費については、その1/3が国の負担となっているが、残りの2/3や一部の手当等は地方負担。公立高校等の教職員の給与費については、全額が地方負担となっている。総務省の試算によれば、仮に教職調整額が4%から10%まで引き上げられた場合、3,000億円程度の地方負担の増加が見込まれているところ。
- 「こども・子育て支援加速化プラン」（3.6兆円）に係る財源については、こども・子育て政策の強化は国と地方が車の両輪になって取り組んでいくべきものであることを踏まえ、社会保障分野の歳出改革の徹底等により、地方負担（令和6年度は約0.2兆円）も含めて、必要な財源を確保。
- 教職調整額の水準の見直しなどの教員の処遇改善の検討に当たっても、骨太2024も踏まえ、まずは働き方改革の取組を進めるとともに、国が進める政策に係る地方負担の財源の確保と併せて検討していく必要。

◆義務教育費国庫負担制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市（指定都市除く）町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。



◆教職調整額の引上げ（4%→10%）による影響額（総務省試算）

	国	地方
義務教育	+720億円程度	+2,000億円程度
公立高校等	—	+1,000億円程度
合計	+720億円程度	+3,000億円程度

（出所）総務省「令和7年度の地方財政措置について（各府省への申入れ）の概要」

「経済財政運営と改革の基本方針2024」

（令和6年6月21日閣議決定）

質の高い教師の確保・育成に向け、2026年度までの集中改革期間を通じてスピード感を持って、**働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める。学校・教師が担う業務の適正化やDXによる業務効率化を進める**とともに、学校における働き方改革の取組状況の見える化等、P D C Aサイクルを強化し、**教師の時間外在校等時間の削減を徹底して進める。**

教職の特殊性や人材確保法の趣旨、教師不足解消の必要性等に鑑み、**教職調整額の水準を少なくとも10%以上に引き上げることが必要**などとした中央教育審議会提言を踏まえ、**新たな職及び級の創設、学級担任の職務の重要性と負担等に応じた手当の加算、管理職手当の改善等の各種手当の改善など職務の負荷に応じたメリハリある給与体系への改善も含めた検討を進め、財源確保と併せて、2025年通常国会へ給特法改正案を提出するなど、教師の処遇を抜本的に改善する。**

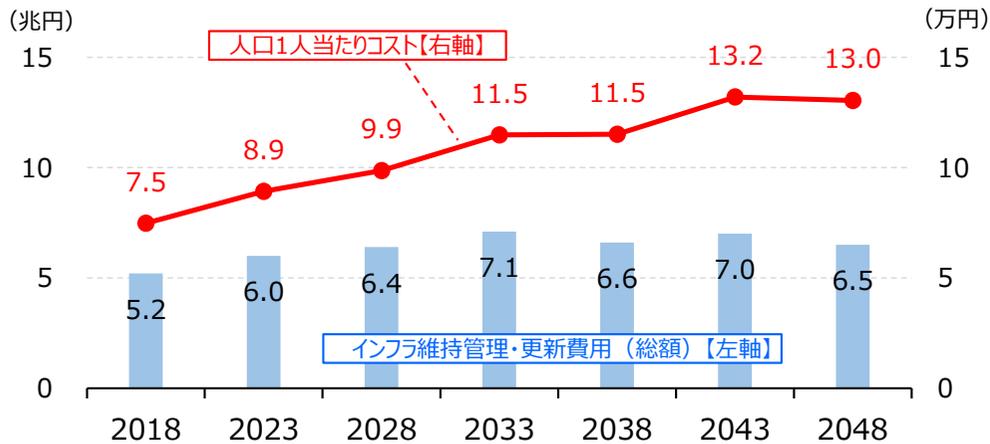
（注1）このほか、退職手当、共済負担金等は全額地方負担となっている。

（注2）「義務教育諸学校」：公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（義務教育費国庫負担法第2条）

広域的なインフラマネジメントの推進

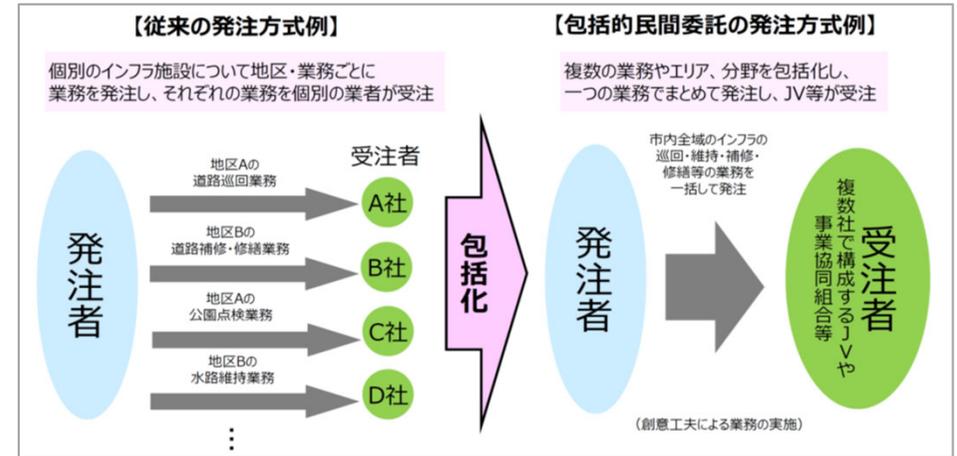
- 今後、人口減少やインフラの老朽化に伴い、人口1人当たりのインフラコストが増加していく見込み。各地方公共団体において、限られた人員・予算の中で効率的にインフラ・公共施設の維持管理を行うためには、既存の行政区域に拘らない広域的な視点でインフラのマネジメントを行っていくことが重要。
- 具体的には、複数の地方公共団体・エリアにおいて、包括的民間委託等による広域的・分野横断的な維持管理の導入等により、発注業務の効率化や維持管理に係るコストの効率化などを推進していくことが重要。

◆インフラ維持管理・更新費用の人口1人当たりコスト



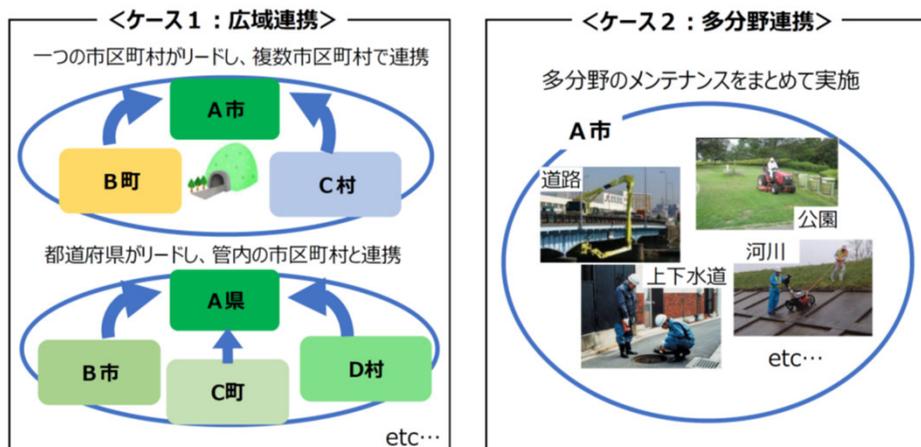
(注) 今後の維持管理・更新費用は予防保全を行った場合。
 (出所) 総務省統計局「人口推計(平成31年4月報)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」「(出生中位・死亡中位仮定)」、国土交通省資料を基に作成。

◆包括的民間委託の概要



(出典) 国土交通省資料

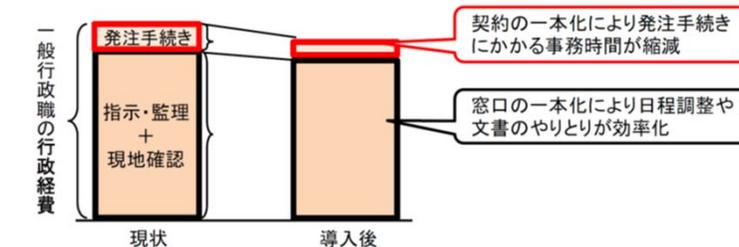
◆広域的なインフラマネジメントのイメージ



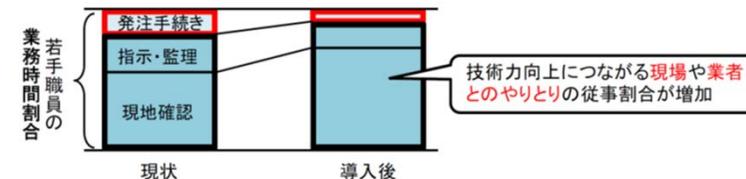
(出典) 国土交通省資料

<包括的民間委託の導入により期待される効果>

✓ 行政経費の変化



✓ 若手職員の業務時間割合の変化



(出典) 国土交通省「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」(令和5年3月)

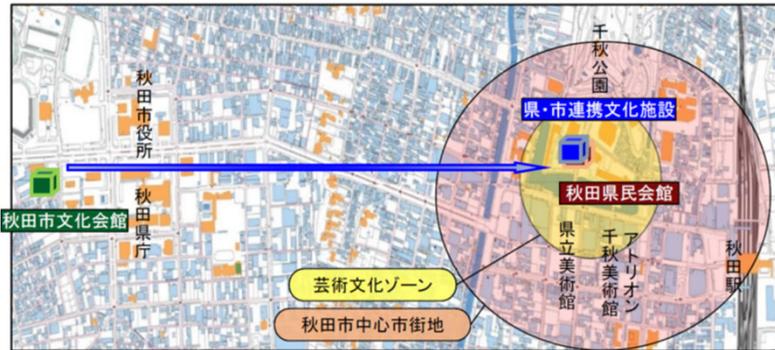
公共施設等の適正管理

- 今後、人口減少により公共施設等の利用需要も減少していくことが見込まれる中、各地方公共団体においては、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施していく必要があり、自団体のみならず、隣接する団体を含む広域的な視野をもって公共施設等の統廃合等に取り組んでいくことも重要。
- また、各地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画においては、公共施設等の適正管理に取り組むことによる効果額を設定することとされている。当該計画において見込まれる効果額について、計画策定後においても進捗管理を徹底するとともに、その進捗や達成状況を踏まえてPDCAを回すことにより不断の見直しを実施し、維持管理・更新等に要する費用の更なる抑制を進めていく必要。

(注) 公共施設等総合管理計画には、各自治体における維持管理・更新、統廃合、長寿命化などの公共施設等の管理に関する基本的な考え方や、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み、計画に基づく対策を反映した場合の効果額等を記載することとされている。

◆複数の自治体が連携した公共施設の集約化の例 (秋田県・秋田市)

- 県民会館と市文化会館を廃止し、それぞれの機能を集約した施設を県と市が共同で整備することにより、**それぞれ単独で建て替えるよりも、整備費と運営管理コストを縮減。(延床面積約▲4%減少)**



(出典) 第33次地方制度調査会第16回専門小委員会 (令和5年7月20日) 配布資料

● 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針 (令和5年10月10日改訂)

- 第一 総合管理計画に記載すべき事項
- 第二 総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項

一～四 略

五 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、**自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。**

また、**都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。**

六 略

第三 その他

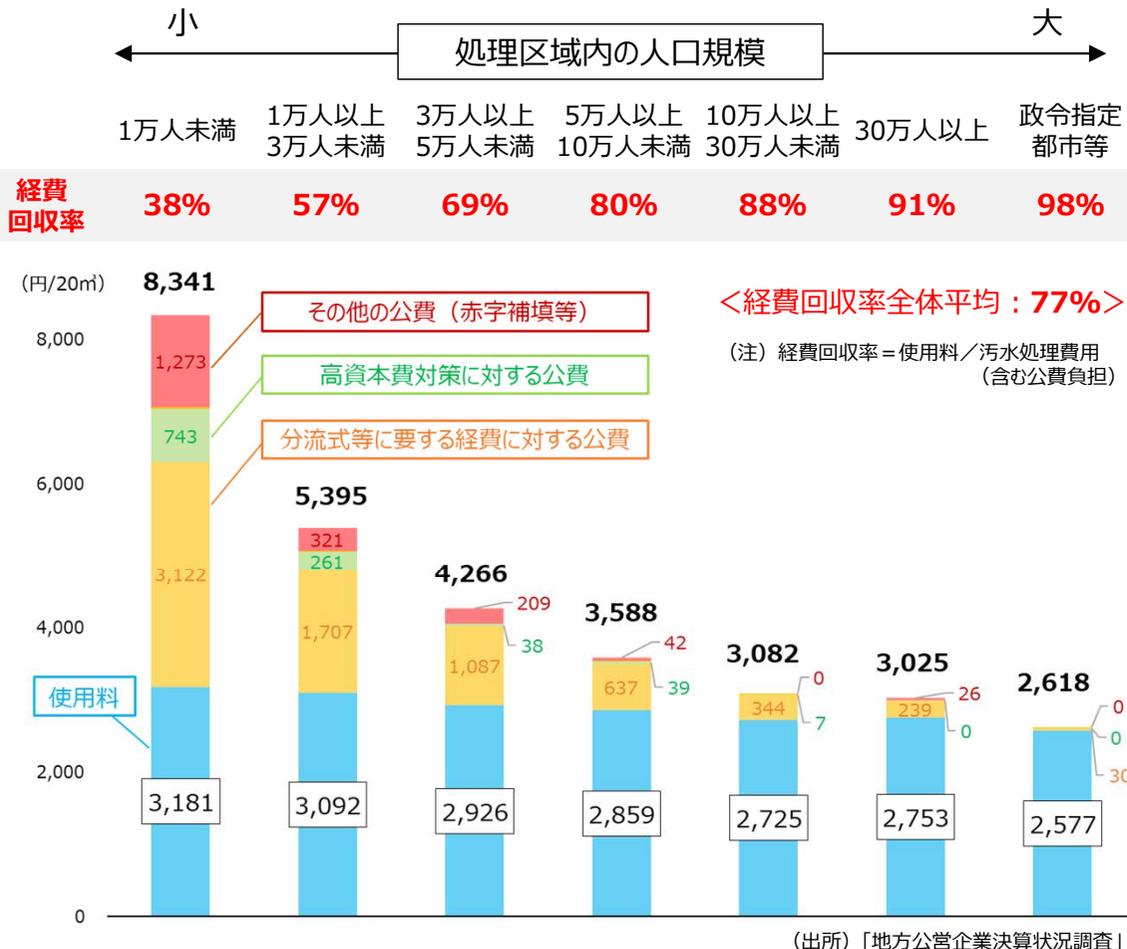
◆各都道府県の公共施設等総合管理計画において示された効果額の例

	耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体)見込み	計画における対策を反映した見込み	対策等の効果額 (削減額) ※施設数・延床面積に係る数値目標
岩手県	【公共施設】 ・約7,206億円(30年) 【インフラ】 ・約1兆7,241億円(30年)	【公共施設】 ・約6,050億円(30年) 【インフラ】 ・約8,646億円(30年)	【公共施設】 ・▲約1,156億円(30年) 【インフラ施設】 ・▲約8,595億円(30年) ※学校施設を除く延床面積をR22までにR2比で85%となるよう見直し
千葉県	【庁舎・学校等】 ・約758億円/年(25年) 【社会基盤施設等】 ・約1,795億円/年(25年)	【庁舎・学校等】 ・約390億円/年(25年) 【社会基盤施設等】 ・約1,377億円/年(25年)	【庁舎・学校等】 ・▲約368億円/年(25年) 【社会基盤施設等】 ・▲約418億円/年(25年) ※30年間で延床面積を15%削減
岐阜県	【建物】 ・8,171億円(30年) 【インフラ】 ・19,253億円(30年)	【建物】 ・7,520億円(30年) 【インフラ】 ・10,723億円(30年)	【建物】 ・▲650億円(30年) 【インフラ】 ・▲8,530億円(30年)
鳥取県	【公共建築物】 ・約6,897億円(40年) 【土木インフラ】 ・5,910億円(40年)	【公共建築物】 ・約6,331億円(40年) 【土木インフラ】 ・約4,978億円(40年)	【公共建築物】 ・▲約566億円(40年) 【土木インフラ】 ・▲約932億円(40年) ※30年間でH27末施設数617を10%減 ※30年間で延床面積145万㎡を5%減

下水道事業の広域化・共同化

- 公営企業繰出金の中で最もシェアが大きい下水道事業（R6地財計画計上額1.3兆円）については、「雨水処理は公費負担、汚水処理は使用料収入で賄う」との原則（雨水公費・汚水私費）が掲げられている。
- しかし、足元において、汚水処理に要する費用を使用料で賄っている割合（経費回収率）は、特に、処理区域内の人口規模の小さい事業者で低い水準となっており、大部分が各自治体の公費により賄われている状況。
- 今後、人口減少に伴い、使用料収入の減少が見込まれる中で、「汚水私費」の原則を踏まえ、各自治体の公費負担を抑制していくためには、使用料の適正化を徹底していくとともに、汚水処理に要する費用を抑制していくことが重要。
- 汚水1単位当たりの処理費用は、処理区域内の人口が多いほど低下する傾向があることを踏まえると、広域化・共同化の取組を着実に進め、施設更新費や維持管理費の効率化を図っていく必要。

◆人口規模別の汚水処理費用・回収率（R5決算）



◆下水道事業における広域化・共同化の事例（秋田県）

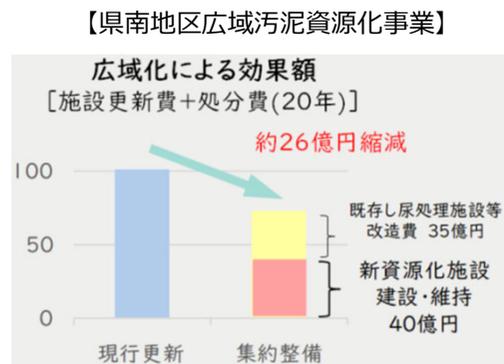
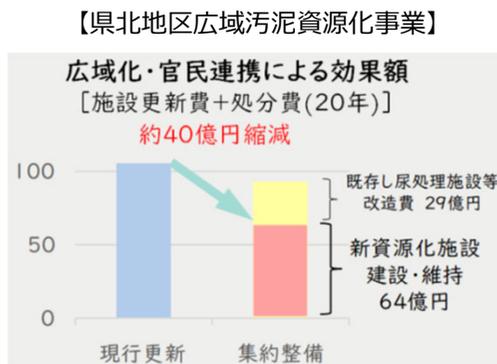
- 法定協議会を組織し、流域下水道を核とした「施設の共同化」「汚泥処理の広域化」「管路維持管理の共同化」等の取り組みを推進。

関係団体 秋田県、7市、5町、1組合

事業の効果

＜定量的効果＞

- 県北地区：し尿処理施設等更新費 + 20年間処分費 ⇒ **約40億円縮減**
- 県南地区：現有施設更新費 + 20年間維持管理運営費 ⇒ **約26億円縮減**



(出所) 国土交通省「下水道事業における広域化・共同化の事例集」(令和6年4月)